

※申請書と内容が同じ箇所は記入の上、提出をお願いします。

道路占用 **許可** 書
回答

新更変 向道 第 号
規新更 令和・平成 年 月 日

許可指令 向道 第 一 号
令和 年 月 日

住 所 向日市寺戸町中野 2 0
氏 名 向日 太郎

| | | | |
|--|---------------------|---------------|------------------|
| 占用の目的 | 解体工事に伴う足場設置 | | |
| 占用の場所 | 路線名 | 向日市道第 〇〇〇〇 号線 | 車道 歩道 その他 |
| | 場 所 | 向日市 〇〇〇 町 〇〇 | 番地先 |
| 占用物件 | 名 称 | 規 模 | 数 量 |
| | 単管足場 | 〇. 〇m × 〇. 〇m | 〇. 〇㎡ |
| 占用期間 | 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から | 〇〇日間 | 占用物件 の 構造 |
| | 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで | | |
| 工事期間 | 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から | 〇〇日間 | 工事实施 の 方法 |
| | 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで | | |
| 道路の 復旧方法 | 現状復旧 | | 添付書類 位置図、平面図、断面図 |
| 備 考 | 掘削面積 | | |
| | 延長 | — m・幅員 | — m・面積 — ㎡ |
| 令和 年 月 日付で申請協議のあった占用については、 許可 別紙の条件を付して する。 回答 道路管理者 向日市長 安田 守印 | | | |

この道路占用の許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内向日市長に審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内向日市を被告として（訴訟において向日市を代表する者は向日市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この許可書を受け取った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。